

災害時における相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 久喜市・古河市（以下「協定自治体」という。）は、いずれかの協定自治体において、地震、風水害等の災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する趣旨及び友愛精神に基づき、相互に応援協力し住民生活を復旧するため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救助、救援及びその他応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供
- (2) 食糧、飲料水及びその他生活必需品等の物資並びにそれらを供給するために必要な資機材の提供
- (3) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設等の提供
- (4) この協定に基づき実施する応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 応急復旧活動に資するボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 被害を受けた協定自治体（以下「被災自治体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書で応援要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数、派遣期間及び現場での従事内容
- (4) 応援を受ける場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の実施)

第4条 被災自治体を応援する協定自治体（以下「応援自治体」という。）は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

2 応援自治体は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、必要な応援を実施できるものとする。この場合、前条の規定による応援要請があったものとみなす。

(連絡責任者)

第5条 協定自治体は、必要な情報等を相互に提供することにより、応援の円滑な運営を図るため、連絡責任者を置くものとする。

(指揮系統)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された応援自治体の職員（以下「派遣職員」という。）が応急復旧活動に従事するときは、被災自治体の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがある場合を除き、原則として被災自治体の負担とする。ただし、協定自治体が相互に協議し、合意が得られた場合においては、この限りではない。

- 2 被災自治体が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災自治体から要請があった場合は、応援自治体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定自治体が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに協定自治体いずれかからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年3月22日

所在地 埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市長

所在地 茨城県古河市下大野2248番地

古河市長